

原子力災害時における広域避難について

1 避難元・避難先市町村のマッチング

- 京都府域を越える広域避難先として、兵庫県神戸市、阪神南、東播磨、西播磨及び淡路地域の各市町並びに徳島県鳴門市、松茂町及び北島町を設定。
- 京都府内の広域避難先については、平成25年2月に設定済。

2 避難手段

- PAZ（5 km）圏内は事故発生時に即時避難を行うため、自家用車で避難する。
- UPZ（5～30 km）圏は、距離区分に応じ段階的に避難するものとし、集団避難を基本に必要なバスの確保に努める。（ただし、空間放射線量率が数時間内に避難を要する基準（OIL1：500 μ Sv/h）に達した場合でバス確保が間に合わないときは、自家用車の乗り合わせ等により対応する。）
- 自家用車による避難を行う場合は、渋滞抑制策等について、関係府県相互に協議することとする。

3 汚染検査（スクリーニング）及び除染

- 避難中継所は、汚染拡大防止のため避難経路上のUPZ（30 km）圏境界周辺に設置することを基本とする。
なお、基本により難しい場合も考えられることから、具体的な設置場所については、内閣府及び関係府県において協議する。
- 避難中継所は、汚染検査（スクリーニング）、除染、車両の一時保管、バスの乗り換え機能を担う場所とする。
- 放射性物質の放出前に予防的に避難する避難者（PAZ（5 km）圏内住民等）は、汚染検査の対象外とする。

4 広域避難先

関西広域連合の避難先

京都府 5市2町 128,500人	福知山市	600	兵庫県(1町)	西播磨	上郡町	
	舞鶴市	89,000	同(4市)	神戸市		
				阪神南	尼崎市、西宮市	
				淡路	淡路市	
				徳島県(1市2町)	鳴門市、松茂町、北島町	
	綾部市	9,300	兵庫県(4市2町)	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町	
	宮津市	20,300	同(3市)	東播磨	明石市、加古川市、高砂市	
	南丹市	4,200	同(2市)	淡路	洲本市、南あわじ市	
	京丹波町	3,500	同(1市)	阪神南	芦屋市	
	伊根町	1,600	同(2市)	東播磨	稲美町、播磨町	
			徳島県	※予備枠		

府内の避難先

避難元市町	UPZ圏内人口 (人)	避難先	
		西方面	南方面
舞鶴市	89,000	関西広域連合 89,000 (兵庫県、徳島県の一部)	京都市 65,000 宇治市 14,000 城陽市 6,000 向日市 4,000
綾部市	9,300	福知山市 9,300	亀岡市 6,300 福知山市 3,000
宮津市	20,300	福知山市 6,600 京丹後市 9,400 与謝野町 4,300	長岡京市 5,100 八幡市 5,100 京田辺市 5,000 木津川市 5,100
伊根町	1,600	京丹後市 1,600	精華町 1,600
福知山市	600	福知山市 600	福知山市 600
南丹市	4,200	南丹市 4,200	南丹市 4,200
京丹波町	3,500	京丹波町 3,500	京丹波町 3,500
計	128,500	128,500	128,500

※1 避難者のうち、約1割が親戚・知人等の家へ避難すると予想（東日本大震災における内閣府の避難行動等面接調査結果）されるが、福井県等他府県からの避難者を同数程度と見込む。

※2 福知山市、南丹市、京丹波町は当該市町内に避難予定。

原子力災害に係る広域避難ガイドライン【概要版】

H26.3.27 関西広域連合広域防災局

1 ガイドラインの位置づけ

(1) 広域避難の調整経緯

福井県嶺南地域に立地する15の原子力施設のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域：概ね30km圏）は、福井、滋賀、京都3府県にまたがり、域内には52万人が居住している。

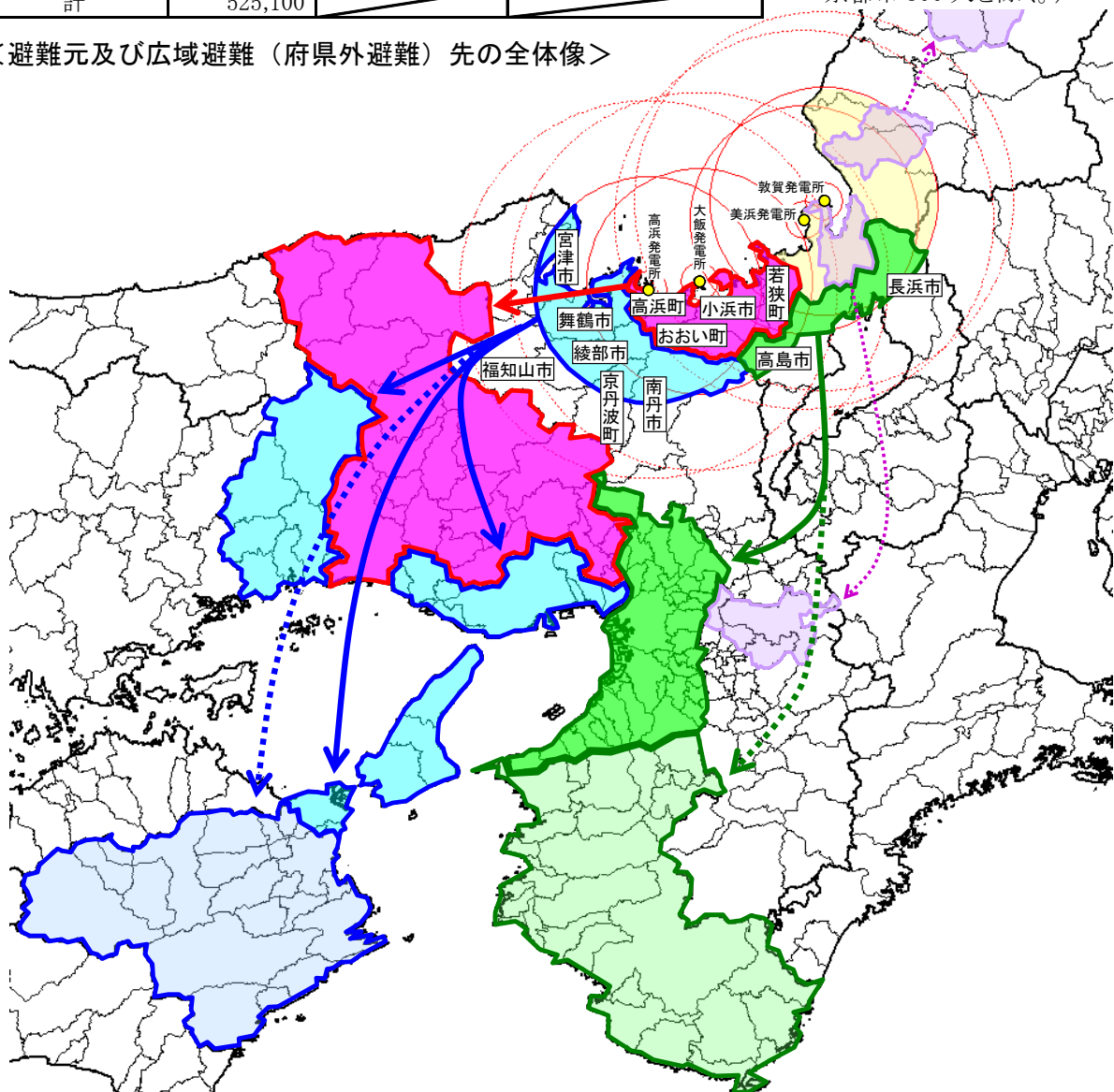
各府県は、どのような事故が発生しても域内住民が円滑に避難できるよう、UPZ全体で避難が必要となる規模の災害を想定して広域避難計画の策定に取り組んでいる。

各府県とも、状況に応じて柔軟に対応できるよう、府県内の避難先に加え、府県外の避難先を確保することとしており、広域連合では、福井県の一部、滋賀県、京都府の25万人について、各府県の要請に基づき、広域連合構成団体に受入れを行うこととした。

避難元		UPZ内人口(人)	第1避難先(府県内)	第2避難先(府県外)
福井県	嶺北	193,100	福井県内	石川県(鯖江市、越前市のみ)
	嶺南東部	78,700		奈良県(敦賀市のみ)
	嶺南西部	66,900		兵庫県
滋賀県		57,600	滋賀県内	大阪府
京都府		128,800	京都府内	兵庫県、徳島県
計		525,100		

計 253,000 人
※府外避難を計画しない
京都市 300 人を除く。)

<避難元及び広域避難（府県外避難）先の全体像>



(2) ガイドラインの目的

万一の際に広域連合構成団体を避難先とする広域避難が円滑に行われるよう、避難元と避難先のマッチング、情報連絡体制、広域避難の実施方針及び避難所運営方針等を定める。これにより、避難元府県・市町の広域避難計画策定を支援するとともに、これに対応して、避難先府県・市町村の地域防災計画に広域避難の受入れを反映させ、関係府県全体の計画の整合を図る。

2 避難元と避難先のマッチング

まず被災府県を応援するカウンターパート設定を行い、これに基づいて、避難元市町と避難先市町村をマッチングした。

なお、地区レベルの詳細のマッチングは、本編参照。

(カウンターパート設定)

被災府県	主たる応援府県
福井県	兵庫県
滋賀県	大阪府(幹事)、和歌山県 (必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。)
京都府	兵庫県(幹事)、徳島県 (必要に応じ、鳥取県に協力を求める。)

※応援府県の管内の政令市は同一の被災府県の支援を行う。

避難元府県	避難元市町	対象人口 (人)注1	避難先			
			府県	地域	市町村	
福井県 (嶺南西部) 1市3町 66,900人	小浜市	31,100	兵庫県 (4市5町)	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町	
	高浜町	11,000		但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町	
	おおい町	8,700	同(2市1町)	阪神北	宝塚市、三田市、猪名川町	
	若狭町	16,100	同(2市)	阪神北	伊丹市、川西市	
(嶺南東部)	敦賀市	(68,300)	同(7市1町)	北播磨	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町	
			奈良県	丹波	篠山市、丹波市	
滋賀県 2市 57,600人	長浜市	27,600	大阪府 (19市6町1村)	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市	大阪府	
				大阪府	泉北	堺市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町
				大阪府	中河内	八尾市、東大阪市、柏原市
				大阪府	南河内	松原市、藤井寺市、羽曳野市、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
	大阪府	泉南	岸和田市、泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町			
	高島市	30,000	同(15市3町)	大阪府(再掲)	豊能	豊能町、能勢町、池田市、豊中市、箕面市
京都府 5市2町 128,500人	福知山市	600	兵庫県(1町)	西播磨	上郡町	
	舞鶴市	89,000	同(4市)	神戸市		
			徳島県 (1市2町)	阪神南	尼崎市、西宮市	
	綾部市	9,300	兵庫県 (4市2町)	淡路	淡路市	
	宮津市	20,300	同(3市)	鳴門市、松茂町、北島町		
	南丹市	4,200	同(2市)	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、佐用町	
	京丹波町	3,500	同(1市)	東播磨	明石市、加古川市、高砂市	
	伊根町	1,600	同(2町)	淡路	洲本市、南あわじ市	
徳島県			阪神南	芦屋市		
計(避難元市町数計8市5町)	253,000	避難先市町村数計63市23町1村 ※予備枠を除く。 [内訳]大阪府33市9町1村(全市町村)、兵庫県29市12町(全市町)、徳島県1市2町				

注1：人口は100人未満を四捨五入。 注2：福井県嶺南東部→奈良県のマッチングは、福井県が奈良県と協議して調整。本表では関西圏域への広域避難の全体像を示すため参考として掲載(計には入れていない。)

3 広域避難の実施判断と情報連絡

- 原子力災害発生時は、国が施設の状況や緊急時モニタリングの結果を踏まえ、防護措置基準（EAL/OIL）に基づき必要な防護措置の実施判断を行い、避難指示を発令。

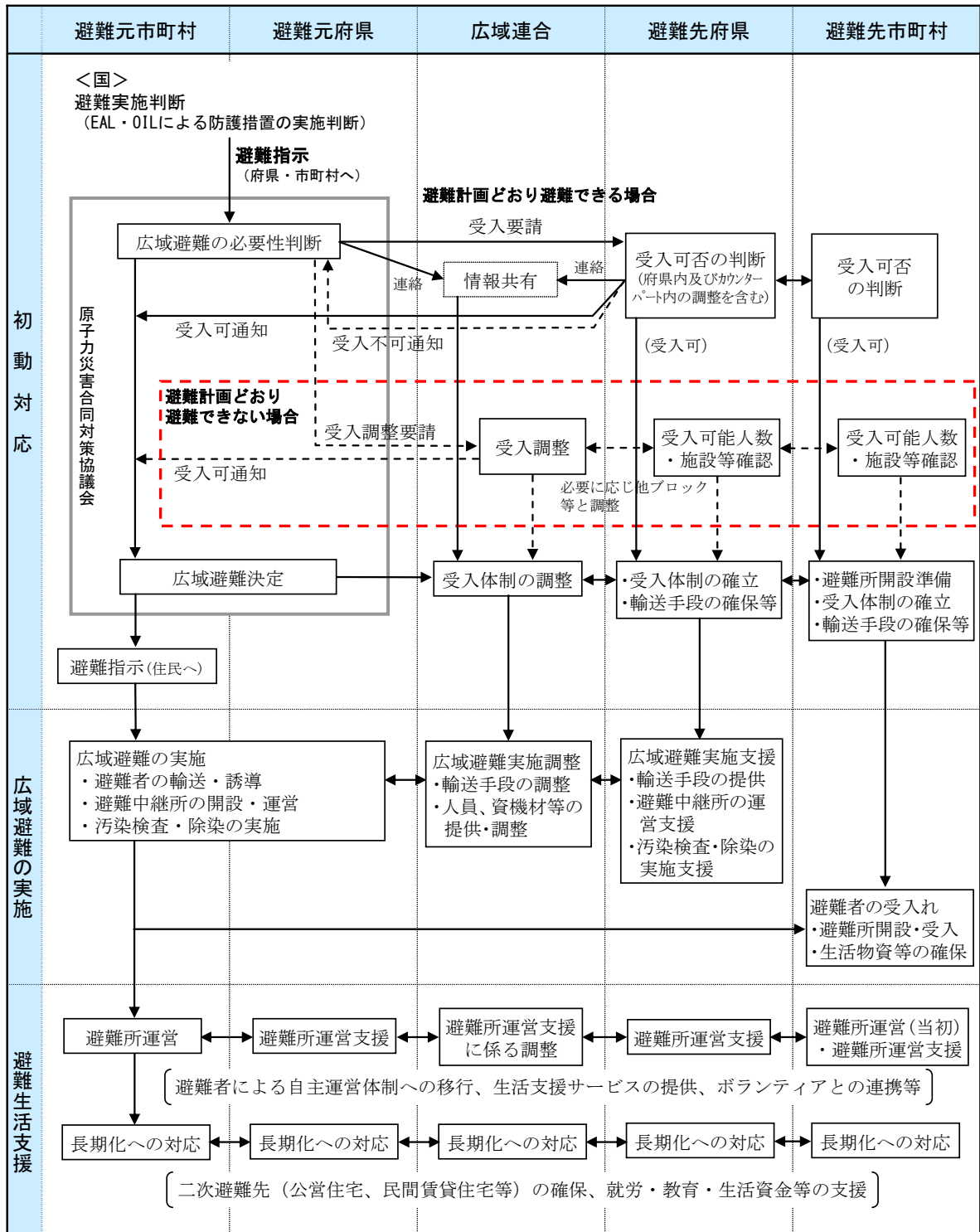
EAL：放射性物質放出前の基準。施設の状況で判断。

- 施設敷地緊急事態→PAZの住民避難準備
- 全面緊急事態→PAZの住民避難、UPZの住民避難準備

OIL：放射性物質放出後の基準。空間放射線量率の実測値で判断。

- OIL1（500 μSv/h）→数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施
- OIL2（20 μSv/h）→1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施

<広域避難に係る調整フロー>



4 広域避難の実施方針

(1) 避難手段

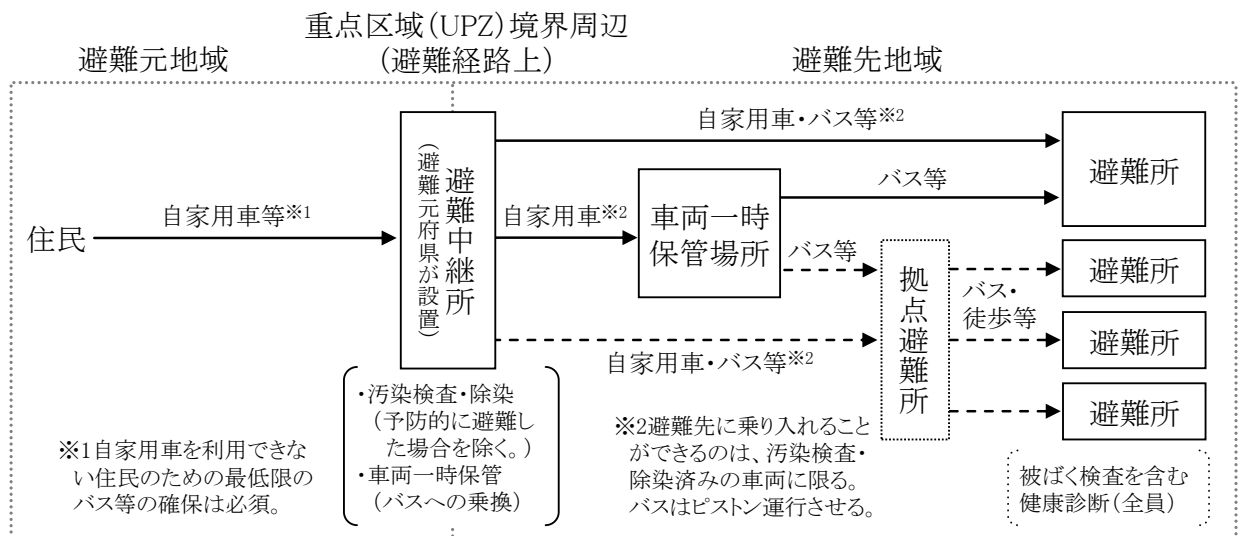
- ・ 避難対象区域の住民全体の迅速な避難を図るため、避難実施の判断基準の異なる PAZ・UPZ の区分その他地域の状況に応じて、バス等又は自家用車で避難する。

<区域区分に応じた避難手段の基本的な考え方>

区分	避難実施の判断基準	避難手段の基本的な考え方
PAZ (5km 圏)	EAL：原子力施設の状況に応じて避難（放射性物質放出前） ・ 全面緊急事態で避難の即時実施を指示	・ 自家用車により迅速に避難する。 ・ 自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するため、早い段階で府県内外のバスの手配や防災関係機関の車両等を確保する。
UPZ (30km 圏)	OIL：空間放射線量率に応じて避難（放射性物質放出後） ・ OIL2（ $20 \mu\text{Sv/h}$ ）超で1日以内を目途に避難対象区域を特定し、1週間程度内の避難の実施を指示 ・ OIL1（ $500 \mu\text{Sv/h}$ ）超で数時間内を目途に避難対象区域を特定し、避難の実施を指示	・ 距離区分に応じて地区単位で段階的な避難を行う。 ・ 段階的な避難を安全・確実に実施するため、集団で避難することを基本に、国及び関係府県は、避難に必要なバスの台数の確保に努める。併せて、自家用車をはじめ、鉄道、船舶、航空機その他利用可能な手段を状況に応じて選択し、又は組み合わせて利用できるよう多様な避難手段を確保する。 ・ OIL1 の場合は、地域によっては事前に計画したバス等の確保が間に合わないおそれがあるため、自家用車の乗り合わせ等により迅速に避難するとともに、自家用車を利用できない住民の避難手段を最優先に確保するよう努める。

<区域区分別の避難の流れ>

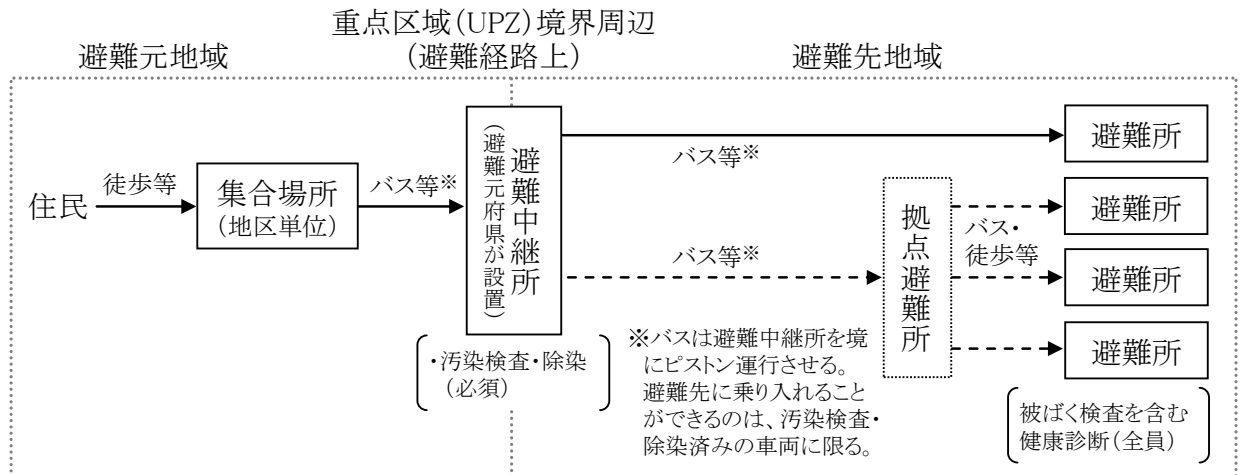
ア) PAZ（5km 圏）の場合



- ・ 住民は、避難の指示に従い、極力乗り合わせて避難中継所に移動し、放射性物質放出前に予防的に避難した場合を除き、汚染検査及び除染を行った上で、避難中継所又は

車両一時保管場所に車両を一時保管しバスに乗り換えて(避難先に車両の保管場所をあらかじめ確保できている場合を除く。)、避難所又は拠点避難所に移動する。

イ) UPZ (30km 圏) の場合 (OIL1 等の場合を除く。)



- ・ 住民は、避難の指示に従い、地区(小学校区等)単位に、あらかじめ定めた集合場所から避難元府県・市町が確保したバス等で避難中継所に移動し、汚染検査及び除染を行った上でバスを乗り換えて避難所又は拠点避難所に移動する。

(2) 避難バスの確保

- ・ 府県、広域連合は、管内の府県バス協会との協定の締結等により、あらかじめ緊急輸送に関する協力体制を整備し、バスの確保を行う。
- ・ 避難元市町～避難中継所間のバスは、原則として避難元府県・市町が確保する。避難中継所～避難先市町村間のバスは、避難元府県ないしは避難先府県が確保する。

(3) 避難経路

- ・ 高速道路及び国道等の幹線道路を基本にあらかじめ設定した避難経路で避難する。
- ・ 避難元府県・市町は、あらかじめ代替経路を可能な限り複数設定する。

(4) 避難中継所

- ・ 避難元府県は、避難経路上の府県、避難先府県等の協力(運営の委託を含む。)を得て、避難中継所(仮称。以下同じ。)を設置する。
- ・ 避難中継所は、避難経路上の重点区域(UPZ)境界周辺に設置することを基本とし、避難者の汚染検査及び除染を行うほか、車両の一時保管、バスの乗り換え等を行う。
- ・ 避難中継所から先には、基準以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。

(5) 汚染検査及び除染

① 事前の体制整備

- ・ 避難元府県は、関係府県等と連携し、汚染検査及び除染の実施体制を計画するとともに、国・原子力事業者等と協議し、人員・資機材の協力を得る手順を整備する。
- ・ 放射線技師会等の関係機関・団体との協定の締結等により、あらかじめ協力要請の手順等を取り決めるとともに、平素から従事者の研修を実施し、人材育成を図る。

② 実施方法

- ・ 避難者の汚染検査及び除染は、国が定める標準的な実施方法等により、避難元府県が

避難先府県等の協力（業務の委託を含む。）を得て実施する。

5 避難所と避難者支援

(1) 避難所

- ・ 避難所は災害対策基本法第86条の9第5項に基づき、避難先市町村が設置する。
- ・ 市町村は、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、事前に管理（所有）者の理解を得ておくことが望ましい。

(2) 拠点避難所

- ・ 避難先市町村は、避難者の受入れを行うほか、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、必要に応じて大規模施設に拠点避難所を開設することができる。

(3) 避難所の運営

- ・ 避難開始当初は、避難先市町村が避難所運営において積極的な役割を担い、順次、避難元市町による運営、さらには避難者による自主運営へと運営体制を切替えていく。

(4) 避難所運営に必要な人員・物資の確保

- ・ 避難所運営に必要な人員・物資は、避難元・避難先の府県・市町村が協力して確保し、不足する場合は、関西広域連合を通じ、関西府県・市町村に協力を要請する。

(5) 二次避難への移行

- ・ 避難所の開設期間は、原子力災害の特性に配慮し、目安として2ヶ月を上限とする。
- ・ 避難元府県・市町は、可能な限り早期に二次避難先への移行を進める。
- ・ 避難先府県は、避難元府県の要請に応じ、二次避難先の確保に協力する。
- ・ 広域連合は構成団体・連携県と協議し、二次避難先の確保に係る広域調整の手順を検討するほか、関係する事業者団体との協力関係の構築に努める。

(6) 他ブロック等への応援要請

- ・ 関西圏域内だけでは、避難元府県が必要とする避難先や避難の受入れに必要な人員・資機材等の確保が困難な場合は、国、全国知事会、他ブロック等に応援要請を行う。

(7) 費用負担

- ・ 広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とはならないことを原則とする。

6 避難行動要支援者の広域避難

- ・ 避難行動要支援者については、避難行動自体がリスクとなる可能性を考慮し、移動の困難性やリスクの程度など各人の特性を踏まえた避難計画を策定する必要がある。
- ・ 今後、市町村の要支援者の個別避難計画の策定に合わせて、広域避難先の調整、移送手段の確保等について、広域連合として支援を行っていく。

7 国との関係

- ・ 原子力災害発生時には、国が避難等の実施判断を行うこととなっているため、広域避難の検討に当たっても、国の積極的な関与を得る必要がある。このため、本ガイドラインの策定に当たっては、国が設置した福井エリアにおける「広域的な地域防災に関する協議会」の下に設置された「広域的な原子力災害に関するWG」及び同WGの下に設置された「広域的な地域防災の検討チーム」においても検討を重ねてきた。